平成２４年（フ）第７３８号
宮城県塩竈市杉の入１丁目５番30号
破産者　遠藤れい子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
山形市十日町４丁目３番４―1405号　ライオンズマンション十日町、開始決定時の住所山形市東原町２丁目６番28号
破産者　後藤　清麿
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３号
山形市大字大森576番地　Ｃ―205号大森住宅、開始決定時の住所山形市宮町４丁目18番18号
破産者　齋藤　正子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９９号
名古屋市南区要町４丁目40番地　ライオンズマンション要町303号、従前の住所名古屋市南区大同町２丁目27番地の１
破産者　安田　　務
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６６９号
兵庫県伊丹市鈴原町２丁目28番地
破産者　斉藤　嘉朗
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９５８号
京都市南区吉祥院御池町１番地１　デルフィ西大路605号
破産者　鵜沼　範子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６号
徳島市中昭和町２丁目40番地の２
破産者　太田　善造
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９７号
徳島市富田浜１丁目11番地　アルファステイツ富田浜1001号、住民票上の住所徳島市富田浜１丁目51番地の２
破産者　太田　　茂
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３９号
山梨県南アルプス市吉田1014番地５
破産者　戸栗　俊英
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４４３号
愛知県西尾市西浅井町干地18番地６
破産者　岩崎　雅子
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
愛知県岡崎市江口１丁目２番地１　マンションソニア407、前住所愛知県岡崎市上六名３丁目10番地６　モアグレース上六名305
破産者　三浦　正雄
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
滋賀県甲賀市信楽町江田959番地２
破産者　中井　章雄
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１８号
山梨県笛吹市石和町河内38番地１
破産者　筒井　秀樹
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２３号
福岡県朝倉市千代丸116番地３
破産者　内山十惠美
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０４２号
横浜市栄区長沼町568番地21
破産者　安藤美紗子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１４号
愛知県春日井市穴橋町1606番地21　ディアス穴橋102号、従前の住所愛知県稲沢市国府宮４丁目10番20号
破産者　荻山　元子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１６号
愛知県春日井市穴橋町1606番地21　ディアス穴橋102号、従前の住所愛知県稲沢市国府宮４丁目10番20号
破産者　荻山　恒子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部